資料６

第９次総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）の概要

総量削減制度の概要

○　**総量削減制度は、**広域的な閉鎖性水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき、当該水質に影響を及ぼす**汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減する**制度である。

○　環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として策定する。

○　**都道府県知事は、国の基本方針に基づき、**化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素含有量及びりん含有量に係る**削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減計画を策定**する。

総量削減制度の対象地域等

・斜線部が対象となる伊勢湾の範囲
・着色部が総量削減計画の対象地域
・愛知県、岐阜県、三重県が各県域を対象とした総量削減計画を策定

総量削減計画（案）

1　削減の目標

○　目標年度：**令和６（2024）年度**

○　削減目標量　（単位：トン／日）

	ＣＯＤ		窒素含有量		りん含有量	
	削減目標量	R1 年度(2019)実績	**削減目標量**	R1 年度(2019)実績	**削減目標量**	R1 年度(2019)実績
生活排水	**38**	39	**26**	26	**2.0**	2.0
産業排水	**23**	24	**11**	11	**1.1**	1.1
その他	**9**	10	**18**	19	**1.3**	1.5
合　計	**70 (4.1%)**	73	**55 (1.7%)**	56	**4.4 (2.2%)**	4.5

・「その他」は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量
・（　）内は、R1（2019）年度実績に対する削減率

2　削減目標量の達成のための方途

○　生活排水処理施設の整備
・下水道の整備を推進する。
・合併処理浄化槽の転換促進等を図る。
・農業集落排水処理施設等の維持管理の徹底を図る。

○　総量規制基準の設定
・総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。

○　その他の汚濁発生源に係る対策
・総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して、汚濁負荷量の削減を指導する。
・肥料等の適正使用により農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
・家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。

○　環境教育、啓発等
・「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。

など

3　その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

○　**しゅんせつ・覆砂、干潟の保全･造成、窪地の埋戻しの実施**

○　**水質改善に資する漁業活動の推進**
・「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を実施する。

○　**ＮＰＯ、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組の推進**

など

総量規制基準（案）

COD、窒素、りんの総量規制基準については、第８次から変更しない。
ただし、「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」に係る対応を備考欄に記載する。